

第3章

G7 栃木県・日光



男女共同参画・女性活躍担当大臣会合

G7 Ministerial Meeting on Gender Equality and Women's Empowerment in Nikko, Tochigi

参考資料

参考資料

1 G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合推進協議会

(1) 委員等名簿

令和5(2023)年4月1日時点

役職	団体名	所属・役職名	氏名
会長	栃 木 県	知 事	福 田 富 一
副会長	日 光 市	市 長	粉 川 昭 一
委 員	栃 木 県 議 会	議 長	山 形 修 治
	日 光 市 議 会	議 長	田 村 耕 作
	栃 木 県 市 長 会	栃木市長	大 川 秀 子
	栃 木 県 町 村 会	野木町長	真 瀬 宏 子
	栃 木 県 警 察	警察本部長	難 波 健 太
	東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	執行役員大宮支社長	森 明
	東 武 鉄 道 株 式 会 社	取締役 常務執行役員 経営企画本部長	山 本 勉
	(一社) 栃 木 県 バ ス 協 会	会 長	吉 田 元
	(一社) 栃 木 県 タ ク シ ー 協 会	会 長	荒 井 勝
	(公 社) 栃 木 県 経 済 同 友 会	国際化推進委員会委員長	石 川 尚 子
	(一社) 栃 木 県 経 営 者 協 会	産業教育委員会副委員長	名 村 史 絵
	(一社) 栃 木 県 商 工 会 議 所 連 合 会	会 長	藤 井 昌 一
	栃 木 県 商 工 会 連 合 会	会 長	福 田 徳 一
	栃 木 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会	会 長	齋 藤 高 藏
	日 光 商 工 会 議 所	会 頭	相 良 芳 隆
	(公 社) 栃 木 県 観 光 物 産 協 会	会 長	荻 原 正 寿
	(一社) 日 光 市 観 光 協 会	会 長	八 木 澤 哲 男
	栃 木 県 旅 館 ホ テ ル 生 活 衛 生 同 業 組 合	理 事 長	君 島 則 夫
	(公財) 栃 木 県 国 際 交 流 協 会	理 事 長	篠 崎 直 樹
	栃 木 県 女 性 団 体 連 絡 協 議 会	会 長	梅 澤 啓 子
	(公財) と ち ぎ 男 女 共 同 参 画 財 団	理 事 長	矢 野 哲 也
	国 際 ソ ロ プ チ ミ ス ト 宇 都 宮	教育委員会委員長	名 取 温 子
	と ち ぎ 女 性 会 議	実 行 委 員 長	吉 田 公 美
日 光 市 女 性 団 体 連 絡 協 議 会	会 長	高 梨 登 起 子	
観 光 栃 木 の 魅 力 を 創 る 「 女 将 の 会 」	会 長	根 本 方 子	
監 事	栃 木 県	会 計 局 長	中 谷 一 彦
	日 光 市	会 計 管 理 者	神 保 卓 也
顧 問	国 会 議 員	衆 議 院 議 員	船 田 元
	国 会 議 員	衆 議 院 議 員	福 田 昭 夫
	国 会 議 員	衆 議 院 議 員	築 和 生
	国 会 議 員	衆 議 院 議 員	佐 藤 勉
	国 会 議 員	衆 議 院 議 員	茂 木 敏 充
	国 会 議 員	衆 議 院 議 員	五 十 嵐 清
	国 会 議 員	衆 議 院 議 員	藤 岡 隆 雄
	国 会 議 員	参 議 院 議 員	上 野 通 子
国 会 議 員	参 議 院 議 員	高 橋 克 法	

(2) G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、栃木県、日光市及び関係団体等の連携協力のもと、G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合（以下「大臣会合」という。）の成功に向けた支援を行うとともに、関連する事業の実施により、地域の活性化に資することを目的とする。

(事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。
 (1) 大臣会合の開催支援及び受入れ準備に関すること。
 (2) 大臣会合の開催に伴う日光市をはじめとする栃木県の魅力発信に関すること。
 (3) 大臣会合の開催に向けた県内の歓迎機運の醸成に関すること。
 (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事務

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長、委員、監事及び顧問をもって組織する。
 2 会長は、栃木県知事をもって充てる。
 3 副会長は、日光市長をもって充てる。
 4 委員は、別表第1に掲げる団体の長が指名する者をもって充てる。
 5 監事は、栃木県及び日光市の会計管理者をもって充てる。
 6 顧問は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(会長等の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
 3 委員は、会長及び副会長とともに協議会の会議（以下「総会」という。）に参加し、議決に参与する。
 4 監事は、協議会の会計を監査する。
 5 顧問は、協議会の事務の執行に関し、必要な助言を行う。

(任期)

第6条 第4条第1項に定める協議会の構成員の任期は、協議会の設立の日から解散する日までとする。
 2 委員及び監事にあっては、前項の規定にかかわらず、就任時に属していた団体の役職が解かれた場合は、その任期は、当該者が当該役職にあった日までとする。
 3 前項の規定により協議会の委員又は監事が欠けた場合は、当該役職の後任者が当該委員又は監事に就任するものとする。

(総会)

第7条 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長又は会長があらかじめ指名した者が議長となる。
 2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 (3) 予算及び決算に関すること。
 (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた重要事項に関すること。
 3 総会は、会長、副会長及び委員（以下「委員等」という。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
 4 総会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 5 やむを得ない理由のため総会に出席することができない委員等は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
 6 前各項の規定に関わらず、会長は、必要があると認めるときは、総会において審議すべき事項について、書面により委員等に可否を求め、総会の議決に代えることができる。

(会長の専決処分)

第8条 会長は、緊急を要する場合で総会を招集する暇がないと認めると

きは又は総会の権限に属する事項で簡易なものであるときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、栃木県総合政策部内に事務局を置く。
 2 事務局長は、栃木県総合政策部長の職にある者をもって充てる。
 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第10条 協議会の事業に要する経費は、栃木県及び日光市の負担金及びその他の収入をもって充てる。
 2 協議会の会計処理は、会長が別に定めるもののほか、栃木県の財務処理に準じて行う。
 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(解散)

第11条 協議会は、大臣会合が終了した後、総会の議決を経て解散する。
 2 協議会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年11月15日から施行する。
 2 協議会の設立時の会計年度は、第10条第3項の規定にかかわらず、協議会の設立の日から翌年の3月31日までとする。
 3 この規約は、協議会が解散した日に、その効力を失う。

別表第1（第4条関係）

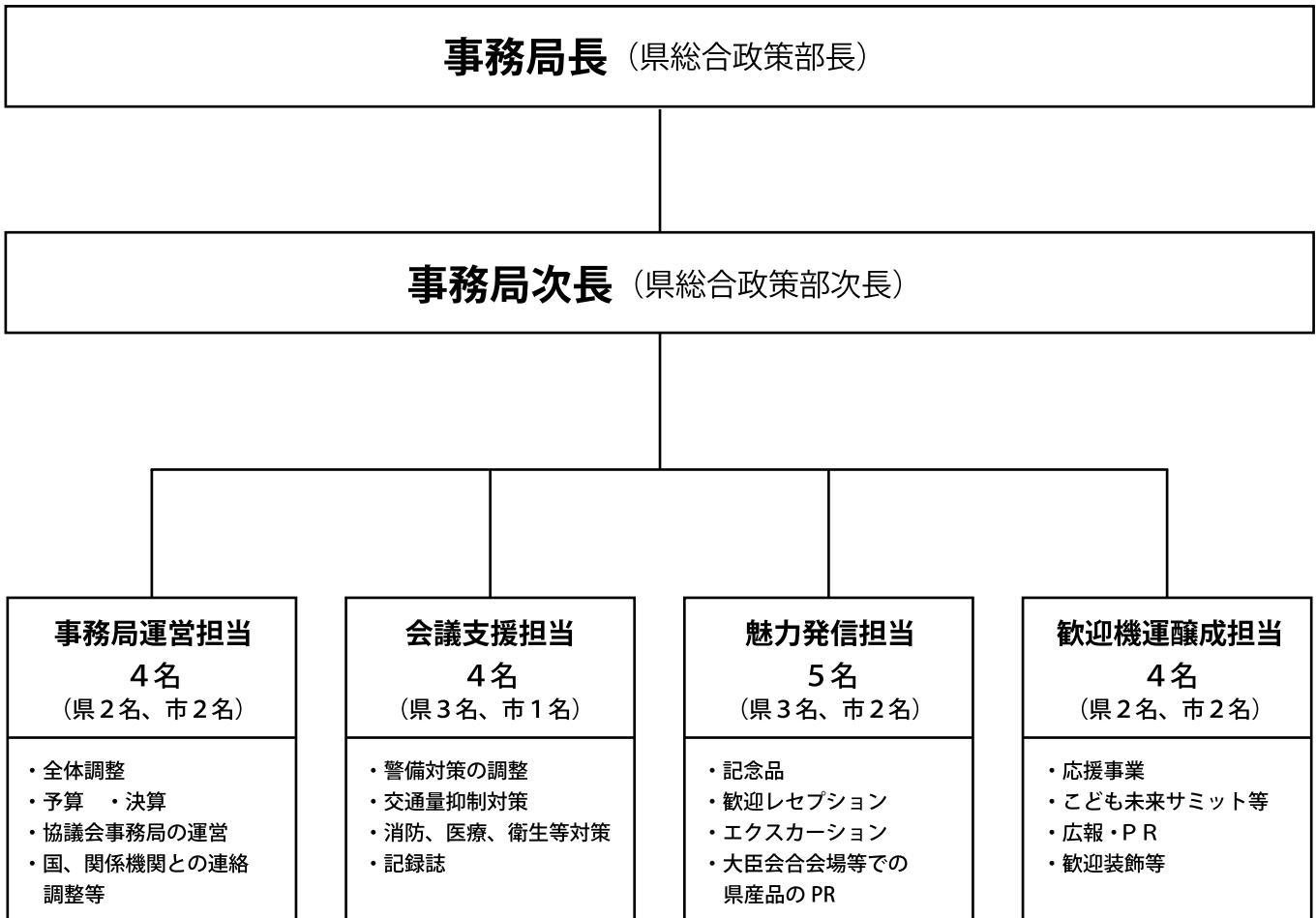
団体名
栃木県議会
日光市議会
栃木県市長会
栃木県町村会
栃木県警察
東日本旅客鉄道株式会社
東武鉄道株式会社
(一社) 栃木県バス協会
(一社) 栃木県タクシー協会
(公社) 栃木県経済同友会
(一社) 栃木県経営者協会
(一社) 栃木県商工会議所連合会
栃木県商工会連合会
栃木県中小企業団体中央会
日光商工会議所
(公社) 栃木県観光物産協会
(一社) 日光市観光協会
栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合
(公財) 栃木県国際交流協会
栃木県女性団体連絡協議会
(公財) とちぎ男女共同参画財団
国際ソロプチミスト宇都宮
とちぎ女性会議
日光市女性団体連絡協議会
観光栃木の魅力を創る「女将の会」

別表第2（第4条関係）

顧問名	
衆議院議員	船田 元
衆議院議員	福田 昭夫
衆議院議員	築 和生
衆議院議員	佐藤 勉
衆議院議員	茂木 敏充
衆議院議員	五十嵐 清
衆議院議員	藤岡 隆雄
参議院議員	上野 通子
参議院議員	高橋 克法

参考資料

(3) 事務局体制



(4) 人数の変遷

	令和4 (2022) 年 11 月		令和4 (2022) 年 12 月		令和5 (2023) 年 1 月	
	栃木県	日光市	栃木県	日光市	栃木県	日光市
事務局長	1		1		1	
事務局次長	1		1		1	
事務局員	5	4	6	5	10	7
計	11		13		19	

(5) 国への派遣

令和4 (2022) 年 12 月 1 日から県職員 1 名を内閣府男女共同参画局へ派遣